

# スマート申請導入の経緯

## 自己情報開示請求とは

### 【個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）】

#### （開示請求権）

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

#### （開示請求の手続）

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

自己情報開示請求書の書面の提出  
手続が複雑・本人確認が必須  
市政情報コーナーへの提出が原則



市民にとっての不便さ・わかりづらさ

# スマート申請導入の経緯

## 自己情報開示請求の課題

- ・ 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法に基づく運用となり、任意代理人による請求が認められるようになるも、必要書類が多い等、手続きが煩雑である。
- ・ 開示請求は原則、市政情報コーナーで開示請求書を提出することとしており、開庁時間や提出先が限られている等、時間的制約がある。



## 〈情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年12月13日号外法律第151号）〉

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。



⇒市民の利便性の向上を目的とし、スマート申請を活用したオンラインでの自己情報開示請求の受付、希望者には電磁的記録での開示を新たに開始するもの（令和5年4月1日予定）。

# スマート申請概要

電子機器を活用し、非来庁型の行政サービスを提供することができます。  
マイナンバーカード認証、キャッシュレス決済の利用が可能です。

## 効果

- 記載方法が分かりにくい紙申請を代替できます。
- 不備が発生しやすい郵送請求を代替できます。
- 利用者はクレジットカード決済を利用できます。
- 手数料の事後決済にも対応可能です。

## わかりやすく、手軽につかえる

マイナンバーカード読取アプリにより、専用リーダー不要で電子署名から決済までワンストップで行えます。  
基本4情報はマイナンバーカードから自動読取するため、入力の必要はありません。

### 入力



### 署名



### 決済



### 申請

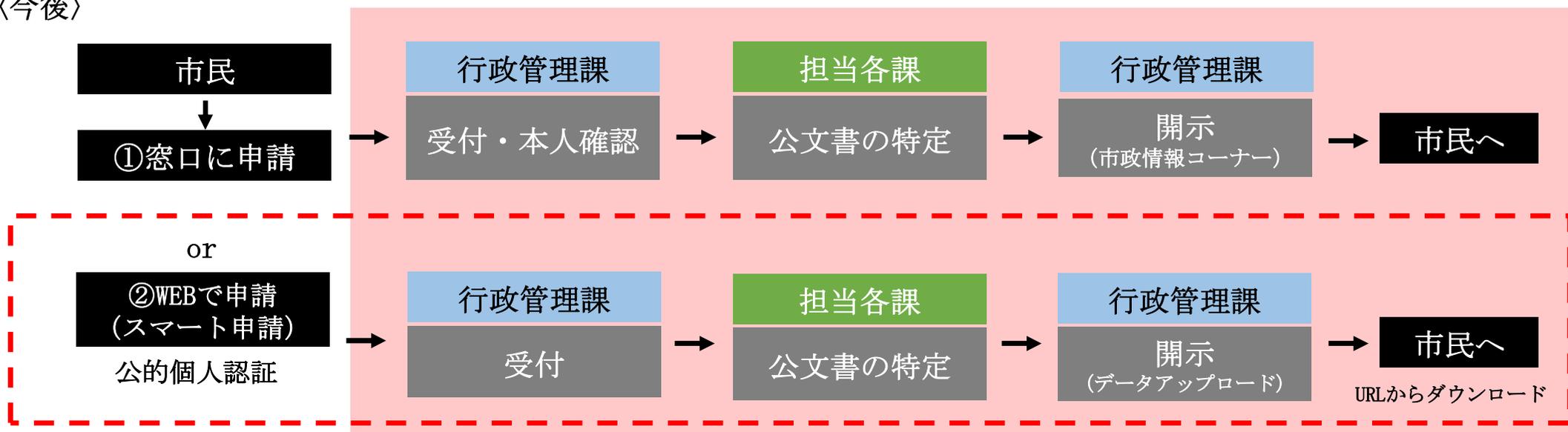


# 自己情報開示請求の流れ

〈現在〉



〈今後〉



⇒スマート申請を活用することで市民は窓口に来ることなく開示請求ができ、資料をデータで受け取ることができます。

# 手続きイメージ（受付時）

## 〈開示請求者〉

- ・マイナンバーカードによる公的個人認証
- ・スマートフォン上で必要事項を入力

フォームプレビュー

### 申請者の情報

申請者の種別 必須

個人

氏名 必須

氏名（カナ） 必須

住所 必須

生年月日（西暦） 必須

1980 年 12 月 25 日

閉じる



## 〈市側〉

- ・申請情報を入力することで非対面受付が可能
- ・請求内容の是正等もオンライン上で可能

様式第5号

保有個人情報開示請求書

令和4年10月30日

(あて先) 川口市長

請求者 住所 川口市青木2-1-1  
氏名 川口 太郎  
電話番号 048-295-0641

川口市個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の記録の名称又は内容	<input type="radio"/> ○○に関する資料
開示の方法（希望する開示方法を選んでください。）	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録での交付

代理人による請求の場合は、次の欄にも記入してください。

本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	
本人との関係	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人	<input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人
	<input type="checkbox"/> 委任による代理人	

※イメージのため、現在の条例の様式を使用しております

# 手続きイメージ（開示実施時）

〈開示請求者〉

- ・クレジットカード決済  
※郵送希望時のみ



〈市側〉

- ・開示文書のアップロード  
(開示請求者へ通知)



〈開示請求者〉

- ・URLから開示データのダウンロード



※メールに開示データを添付して送付する等はいりません。

# セキュリティ対策及び重要事項

制度運営上の重要事項は以下の通りです。

- ・ 個人情報の誤送信等は懸念されないか（別紙1・P3）  
⇒スマート申請プラットフォームを通じて、申請者がマイナンバーカードによる本人確認を行った上で開示情報をダウンロードするため、誤送信は起きないと考えます。
- ・ 本人確認はどのように行われるか（別紙1・P5）  
⇒請求者がマイナンバーカードを使用し、署名用電子証明書用暗証番号（英数字6文字以上16文字以下）を入力の上、請求、URLからダウンロードできる仕組みとなりますので、なりすまし防止が期待できます。
- ・ 不開示部分の黒塗り加工が解除される恐れはないのか（別紙2）  
⇒技術的に加工できない処理を施しますので、解除されることはありません。
- ・ マイナンバーカードを保有していない市民はどうすればよいか  
⇒窓口に来庁いただければ、身分確認の上、スマート申請することができます。
- ・ 開示の実費はどうなるか  
⇒電子申請かつ電磁的記録での交付であれば無料となります。